

学校において予防すべき感染症による出席停止手順

千葉市教育委員会 保健体育課

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされております。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18条・19条）に規定されているとおりです。

医師により裏面記載の感染症と診断をされた場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。

医師により裏面記載に該当する感染症と診断された

学校に連絡する

医師の指示のもと、必要期間療養する

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関しては、検査キットにもよる判定も可。

※この間は、欠席扱いにはなりません。

※療養が長引く場合は、再度医療機関を受診するようお願いいたします。

療養報告書を保護者が記載して、登校再開時に学校に提出する

<留意事項>

- ① 医師により登校前に再診が指示されている場合は、病院を受診してから登校するようお願いします。
- ② インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、療養報告書のチェック項目についてよく確認し、全ての項目が満たされてからの登校をお願いします。
- ③ 登校許可の証明は、医師記載の登校許可証明書や医療機関が発行した書類でも構いませんが、この場合は、文書料が発生する場合がありますので、ご注意ください。
- ④ 「療養報告書」は、学校から受け取ってください。また、千葉市教育委員会保健体育課のホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症出席停止期間（例）

	発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目
インフルエンザ	発熱 出席停止	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校可能
	発熱 出席停止	発熱	解熱	平熱	平熱	平熱	登校可能	
新型コロナウイルス感染症	発熱・咳 出席停止	発熱・咳	発熱・咳	発熱・咳	解熱・咳	平熱・咳改善	症状軽快	登校可能
	発熱・咳 出席停止	発熱・咳	解熱・咳改善	平熱・咳改善	症状軽快	症状軽快	登校可能	